

# ○大分県警察の警察本部留置施設の設置及び運用に関する訓令

〔平成17年10月3日〕  
大分県警察本部訓令甲第26号

警 察 本 部  
警 察 署

(概 要)

大分県警察の警察本部留置施設の設置及び運用に関し必要な事項を定めており、「設置」、「留置業務管理者」、「当務責任者」等について規定している。